

小山工業高等専門学校校用自動車運行管理規則

制 定 平成31年4月1日

最終改正 令和8年6月10日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が所有する自動車（以下「校用自動車」という。）の適正な運行管理については、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(運行管理者等)

第2条 校用自動車の現況を把握し、安全かつ効率的に運行管理するため、運行管理者及び補助管理者を置く。

2 運行管理者は総務課長をもって充て、補助管理者は総務課財務係長をもって充てる。

(運行管理者等の職務)

第3条 運行管理者は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- 一 校用自動車を運転する者の指導及び監督に関すること。
- 二 校用自動車の使用の許可に関すること。
- 三 校用自動車の点検及び整備に関すること。
- 四 校用自動車の運行管理に関する手続及び記録等の整理保存に関すること。
- 五 校用自動車の安全管理及び事故防止の措置に関すること。
- 六 車庫及び関係施設の点検並びに火災防止の措置に関すること。
- 七 その他校用自動車の運行管理に必要と認める事項に関すること。

2 補助管理者は、運行管理者の事務を補助する。

(運転者の資格)

第4条 校用自動車の運転業務は、本校の教職員のうち、運行管理者が承認した者（以下「運転者」という。）が行う。

(運転者登録等)

第5条 業務遂行のため校用自動車の使用を必要とする者は、校用自動車運転者登録申請書（別紙様式1）に運転免許証（以下「免許証」という。）の写しを添付の上、運行管理者に申請する。

2 運行管理者は、前項の申請に基づき、運転適格者としての適否を審査し、運転適格者として認めた場合は、結果を申請者に通知するとともに、当該申請者を運転者として運転者登録一覧（別紙様式2）に登録する。

(運転者の適格基準)

第6条 運転適格者と認める者は、運転者登録申請時において次の各号の全てを満たす者とする。

- 一 自動車運転免許（普通自動車1種以上）取得後3年を経過していること。
- 二 日常において、自家用自動車を運転していること。
- 三 過去3年間に於いて、交通法規に違反して免許停止等の行政処分を受けていないこと。

四 過去3年間において、自動車事故（過失又は故意による人の死傷若しくは物の損壊等）を起こしていないこと。

五 第7条第4号及び第5号により登録を取消された後3年以上経過していること。

2 前項により運転者として登録された教職員は、毎年4月に免許証の写しを提出するものとする。

（運転者登録の取消）

第7条 運転者に、次の各号のいずれかに該当する場合は、運転者登録を取消すものとする。

- 一 免許証が失効した場合
- 二 校用自動車を運転する必要がなくなった場合
- 三 心身の故障のため、運転に支障をきたす恐れがある場合
- 四 交通法規に違反して免許停止等の行政処分を受けた場合
- 五 自動車事故を起こした場合
- 六 本校教職員でなくなった場合

（運転者の報告義務）

第8条 運転者は、前条第1号から第5号に該当する事由が生じた場合は、速やかに運行管理者に報告しなければならない。また、免許証の更新があった場合は、免許証の写しを運行管理者に提出するものとする。

（使用の範囲）

第9条 校用自動車を使用できる範囲は、次の各号に掲げる場合とする。ただし、一人で1日の走行距離が200キロメートル又は運転時間が連続5時間を超えないものとする。

- 一 栃木県内及び近接県での会議、事務打合せ等の業務を行う場合
- 二 学校訪問等の学生募集活動及び学校の広報活動に関する業務を行う場合
- 三 課外活動、出前授業及び公開講座等に関する業務を行う場合
- 四 その他本校の業務運営上必要と認める場合

（学生の同乗）

第10条 学生は、次の各号に掲げる場合に限り、校用自動車に同乗することができる。

- 一 病気及び怪我等により、医療機関へ搬送するとき。
- 二 転入手続きのため教職員が外国人留学生を帯同させる必要があるとき。
- 三 学校行事の実施のため学生を帯同する必要がある場合で、用務先が交通不便地であり、学生を同乗させることがやむを得ないと校長が認めたとき。
- 四 教育・研究に関する諸活動のため学生を帯同する必要がある場合で、用務先が交通不便地であり、学生を同乗させることがやむを得ないと校長が認めたとき。
- 五 その他、校長が特に必要と認めたとき。

2 前項に規定する交通不便地とは、公共交通機関を利用した場合、用務の開始時間に間に合わない地域又は公共交通機関の運行が少ない地域若しくは公共交通機関が運行されていない地域とする。

3 運転者は、第1項第三号から第五号に該当する場合は、あらかじめ校用自動車同乗同意書（別紙様式3）により、校長の承認を得なければならない。

4 運転者は、同乗させる学生の保護者の同意及び緊急時の連絡体制を確認するものとする。

（使用の手続等）

第 11 条 運転者が校用自動車の使用を希望するときは、運行管理者に申し出て予約する。

2 校用自動車の使用時間は、原則として平日の 8 時 30 分から 17 時までとする。ただし、特に必要と認められるときは、この限りではない。

(使用上の留意事項)

第 12 条 運転者は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他関係法令を遵守し、常に安全運転を心掛けるとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 運行前に必ず点検を行い、異常を認めた場合は、直ちに運行管理者に報告し、その指示に従う。

二 運行中に故障又は運行に支障を来す状態を発見した場合は、速やかに運行管理者に報告し、その指示に従う。

三 運行に際しては燃料の残量に注意し、必要に応じて本校指定の給油所で給油する。

四 運行後は所定の場所に格納し、点検等を行った上で、運行管理者に使用の完了報告を行う。

(事故等の措置)

第 13 条 運転者は、運行中に事故等が生じたときは、直ちに応急措置をとるとともに、その状況を速やかに運行管理者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて関係職員を現場に派遣し、適切な措置を講じるものとする。

3 運転者は、運行中に事故等が生じたときは、現場において被害者及び加害者あるいはその他の関係者との間で、事故の責任、損害賠償等に関し、一切の取決めをしてはならない。

4 運行管理者は、事故の原因等を調査して、その結果を速やかに校長及び事務部長に報告する。

5 運行管理者は、運行中の事故等に関し、必要に応じて当該校用自動車に同乗していた者から、その状況について報告を求めることができる。

(損害賠償等)

第 14 条 運転者は、自動車の使用に際し、故意又は重大な過失により事故等を起こした場合は、相手方等に対する賠償責任を負わなければならない。また、自動車の現状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(雑則)

第 15 条 この規則により難い事態が生じた場合は、運行管理者と協議するものとする。

附 則

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 小山工業高等専門学校校用自動車管理運行規則（平成 16 年 8 月 1 日制定）及び校用自動車運転業務の附加に関する基準（平成 15 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において校用自動車運転業務の附加に関する基準の規定により運転業務教職員を命じられた教職員については、施行日において、この規則により運転者に登録されたものとみなす。

附 則

この規則は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 10 日から施行する。

運転者登録申請書

年 月 日

運行管理者 殿

所属

氏名

小山工業高等専門学校校用自動車運行管理規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

免許証の種類	普通免許取得年月日	運転歴
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 中型	年 月 日	年 月
	免許証の有効期限	
	年 月 日	

重要

(申立事項)申請時点で、

- 自動車運転免許(普通自動車1種以上)取得後3年を経過している。
 - 日常において、自家用自動車を運転している。
 - 過去3年間に於いて、交通法規に違反して免許停止等の行政処分を受けていない。
 - 過去3年間に於いて、自動車事故(過失又は故意による人の死傷若しくは物の損壊等)を起こしていない。
 - 規則第7条第4号及び第5号により登録を取消された後3年以上経過している。(該当する者のみチェック)
- ※上記の太線枠内に記入し、(申立事項)を確認・チェックのうえ申請してください。
※一度登録された運転者は、登録の取消しが行われな限り有効です。
※規則第7条に規定する登録取消の事由が生じた場合は速やかに申し出てください。

総務課長	課長補佐	係長	担当者	起案
				年 月 日
				決裁
				年 月 日

年 月 日

所属

氏名

殿

自動車運転者登録通知書

申請のとおり自動車運転者として登録されましたので、お知らせします。

運行管理者
総務課長

小山工業高等専門学校長 殿

校用自動車同乗同意書

私(保護者氏名) _____ 及び私の被保護者(学生氏名) _____ は、

小山工業高等専門学校校用自動車運行管理規則第10条第3項の規定に基づき、下記運行計画に従い、
校用自動車に同乗することに同意します。

※氏名は必ず自署してください。また、保護者の緊急連絡先を以下に記入してください。

氏名	続柄	連絡先
_____	_____	_____

運行計画

1. 同乗させる日時

自	年	月	日 ()	時	分
至	年	月	日 ()	時	分

2. 用務先

3. 用務内容

4. 学生を同乗させる理由

5. 同乗者への補償 高専機構が加入する自動車保険により補償

【参考】小山工業高等専門学校校用自動車運行管理規則
(学生の同乗)

第10条 学生は、次の各号に掲げる場合に限り、校用自動車に同乗することができる。

- 一 病気及び怪我等により、医療機関へ搬送するとき。
- 二 転入手続きのため教職員が外国人留学生を帯同させる必要があるとき。
- 三 学校行事の実施のため学生を帯同する必要がある場合で、用務先が交通不便地であり、学生を同乗させることがやむを得ないと校長が認めたとき。
- 四 教育・研究に関する諸活動のため学生を帯同する必要がある場合で、用務先が交通不便地であり、学生を同乗させることがやむを得ないと校長が認めたとき。
- 五 その他、校長が特に必要と認めたとき。

2 前項に規定する交通不便地とは、公共交通機関を利用した場合、用務の開始時間に間に合わない地域又は公共交通機関の運行が少ない地域若しくは公共交通機関が運行されていない地域とする。

3 運転者は、第1項第三号から第五号に該当する場合は、あらかじめ校用自動車同乗同意書(別紙様式3)により、校長の承認を得なければならない。

4 運転者は、同乗させる学生の保護者の同意及び緊急時の連絡体制を確認するものとする。